

○熊本市自治基本条例（特別委員会正副委員長修正素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの基本原則（第3条 - 第5条）

第3章 市民の役割（第6条）

第4章 市議会の役割（第7条・第8条）

第5章 市長、市の執行機関及び職員の責務（第9条 - 第11条）

第6章 国及び他の地方公共団体との関係（第12条）

第7章 地方自治の本旨の実現に向けた課題（第13条 - 第18条）

第8章 この条例の位置付け（第19条）

第9章 育てる条例（第20条）

附則

前 文

私たちが暮らす熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。

地方分権の確立が求められる今日においては、地方自治の根幹である真の民主主義を実現し、継承するためのまちづくり、すなわち、わたしたちの熊本市を市民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。

さらには、熊本市が、他都市との信頼と協力の関係を構築していくためには、私たちは、その市政運営の核となるべき理念と原則を明らかにしなければなりません。

市民の価値観が多様化する今の時代における地方自治には、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加するとともに、市民と市議会と市の執行機関とは、熊本市のまちづくりを自己決定する鼎（かなえ）となることを基本理念として、それぞれの立場を尊重しながら、十分に対話を行うことが要請されている、との認識の下、自律的なまちづくりの実現に資する基本原則を定めるため、この条例を制定し、すべての人に認められ、遵守される最高の条例に育てていきます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法に規定する地方自治の本旨を真に実現するために、熊本市のまちづくりに関する基本原則を定めることによって、熊本市における住民自治の確立を図り、熊本市にふさわしい、より良い政策の実現を目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところにより
ます。

(1) 市 市長が代表する地方自治体（以下「自治体」といいます。）としての熊本市を
いいます。

(2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 熊本市に居住する者

イ 熊本市に通勤し、又は通学する者

ウ 熊本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は熊本市において事業を営むもの

エ 自治会等の地縁による団体、ボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体又は
コミュニティ等で、熊本市において活動するもの

(3) 市政 市における政治及び行政の総体をいいます。

(4) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業
委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報の共有の原則)

第3条 市の執行機関は、市政に関する情報が市と市民との共有財産であることを自覚す
るとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供す
るために、文書及び情報について、整理及び保存し、その管理に関する基準を定め、市
民がまちづくりに参加しやすい環境を速やかに整えなければなりません。

2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める議決事件に関する情報
以外の情報についても積極的に収集を行い、取得することができるとともに、まちづく
りに関して必要な情報を市民及び市の執行機関に積極的に提供しなければなりません。

3 前2項の基本原則は、別に定める情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条
例に速やかに反映されるとともに、必要に応じて、これらの基本原則に基づく新たな制
度の構築に努められなければなりません。

4 市民は、まちづくりに関して必要な情報の提供を市に求め、取得することができると
ともに、まちづくりに関する、有益な情報及び有している知識を積極的に提供すること
に努めます。

(説明責任の原則)

第4条 市の執行機関は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれ
ぞれの過程において、その内容、効果及び手続を市民及び市議会に対して明らかにし、
分かりやすく説明しなければなりません。

（対話の原則）

第5条 前2条に定める基本原則に基づき、市民、市議会及び市の執行機関は、討議及び対話を行っていかねばなりません。この場合において、何人も討議又は対話の場において発言した内容について、責任を問われません。

第3章 市民の役割

（市民の役割）

第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利及び義務を有するとともに、この条例の基本理念を実現するため、次の権利を有します。

- （1）市議会及び市の執行機関と協力関係を保ちつつ、まちづくりに参加する権利
- （2）第3条第4項に定める基本原則に基づき、情報を求める権利
- （3）市政に関し意見を表明し、又は提案する権利

2 市民は、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。

第4章 市議会の役割

（市議会及び議員の役割）

第7条 住民の代表としての市議会は、市の議決機関として広範な意見の聴取に努めるとともに、まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。

2 市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取並びに政策の提案及び立法に関する活動に努めます。

（分かりやすい市議会）

第8条 市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように努めます。

第5章 市長、市の執行機関及び職員の責務

（市長の責務）

第9条 市長は、市民の信託に応える市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現する役割を担い、この条例を誠実に遵守しなければなりません。

（市の執行機関の責務）

第10条 市の執行機関は、市民の信託を受けて、その権限を委任され、責任を負っていることを自覚し、職務を公正かつ誠実に行わなければなりません。

（職員の責務）

第 1 1 条 市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励み、職務の遂行に当たっては、この条例に基づいて行わなければなりません。

第 6 章 国及び他の地方公共団体との関係

第 1 2 条 市は、他に誇ることのできるまちとなるために、国及び熊本県に対して、地方自治に関し、対等の立場において発言するとともに、その他の地方公共団体との関係においては、協力と協調による信頼関係を築いていきます。

第 7 章 地方自治の本旨の実現に向けた課題

（参画と協働によるまちづくり条例等の整備）

第 1 3 条 市は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、市民が参加する権利を保障し、及び施策の決定に係る基本原則について定める条例等を制定しなければなりません。

2 参画と協働は、まちづくりの根幹をなす重要な概念であることから、前項に定める条例の制定に当たっては、市民、市議会及び市の執行機関が協議して、参画及び協働の定義、内容等について明らかにするものとします。

（住民投票）

第 1 4 条 市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格、住民投票を実施する対象、投票結果の取扱いその他住民投票の実施に必要な具体的な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例を定めることとします。

3 市長は、実施した住民投票の投票結果の取扱いについては、事前に、事案ごとに公表しなければなりません。

（行政評価）

第 1 5 条 市の執行機関は、行政評価の実施に当たっては、市民及び第三者機関等による評価を加えるとともに、その結果を広く市民に公表しなければなりません。

（財政情報の説明）

第 1 6 条 市の執行機関は、健全な財政運営を行うために、歳入の確保に当たっては自主的で斬新な施策を創意工夫し、歳出に当たっては費用対効果を数値化するとともに、財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明に努めなければなりません。

（法令遵守・公益情報通報制度）

第17条 市は、法令を遵守し、公共の福祉の向上に資する公益情報を通報した者が、不利益な取扱いを受けることがないように、第三者機関を設けるなどして、公益通報者の保護を図る制度を速やかに構築しなければなりません。

（人事制度の確立）

第18条 市は、職員が意欲を持ち、かつ、公平及び公正に職務を遂行することができるよう、昇任等の人事異動及び人事考課を客観的に行い、透明性の確保に努めなければなりません。

第8章 この条例の位置付け

第19条 市長は、条例、規則、訓令、要綱等（以下「条例等」といいます。）の体系及び内容を市民に分かりやすく整備するとともに、この条例に定める基本原則その他この条例の趣旨が条例等に反映されているかを見直し、及びその結果を踏まえて、速やかに条例等の改正等を行わなければなりません。

第9章 育てる条例

第20条 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間に、この条例に規定する事項に関し、その目的の達成の度合い、社会情勢への適合状況及び市政運営の基本原則として機能しているかどうか等について総合的に検討し、その結果に基づいて、すべての人々に認められ、遵守される最高の条例に育てるべく、改めていきます。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行します。
- 2 市長は、第13条第1項に規定する条例の制定について、市民の意見等を踏まえて検討を行い、この条例の施行後3年を経過する日までの間に実施することとします。